

滑川市診療所開設等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における医療提供体制を確保するため、市内に診療所若しくは病院（以下「診療所等」という。）を新規に開設又は既存施設の拡充等（以下「開設等」という。）をする医師又は医療法人の代表者（以下「医師等」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関して、滑川市補助金等交付規則（昭和38年滑川市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 診療所 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所（医業を行う場所に限る。）をいう。
- (2) 病院 医療法第1条の5第1項に規定する病院（医業を行う場所に限る。）をいう。
- (3) 医師 医師法（昭和23年法律第201号）に定める医師をいう。
- (4) 医療法人 医療法第39条第2項に規定する医療法人（病院及び医師が常時勤務する診療所を開設する法人に限る。）をいう。
- (5) 開業医 診療所等を開設している医師又は医療法人をいう。
- (6) 土地 診療所等の用に供するための土地をいう。
- (7) 建物 診療所等の用に供するための建物をいう。
- (8) 医療機器 美容を唯一の目的としない医療行為に供するための医療機器で、かつ、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく医療機器であり、医療機器承認番号等が付されたものをいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する医師等とする。

- (1) 市内で診療所等を継続して10年以上開設する見込みがある者
- (2) 一般社団法人滑川市医師会に加入する者
- (3) 休日当番医、市立学校等の校医等その他市が実施する事業について、市から協力を求められたときはこれに協力する者
- (4) 過去に、この要綱による補助金の交付を受けていない者（ただし、市長が特に認める場合を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、この要綱による補助金の交付を受けた医師等が、当該補助金の交付決定日から10年を経過せず診療所等の継承を行う場合は、当該継承を受ける者を交付対象者から除くものとする。

（交付の要件）

第4条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は補助金を交付することができる。

- (1) 市外の診療所等に勤務していた医師が、市内で診療所等を開設する場合
- (2) 市外で診療所等を開業していた医師等が、市内で診療所等を開設する場合
- (3) 市内の診療所等で勤務していた医師又は診療の委託を受けていた医師が、市内で診療所等を開設する場合
- (4) 市内の開業医から診療所等を継承するために、土地の取得、建物の改修又は医療機器の購入若しくは更新をする場合
- (5) 市内の開業医が診療所等を継続させるために医療機器の購入又は更新をする場合

（補助対象経費及び補助額）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

- 2 別表に掲げる補助対象経費は、診療所等の機能を有するために必要な額に限る。
- 3 この要綱による補助金以外の補助金又はこれに類する収入がある場合は、別表に定める対象となる経費から当該収入額を控除するものとする。
- 4 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（事前協議）

第6条 補助金の交付を受けようとする医師等（以下「申請者」という。）は、滑川市診療所開設等支援補助金事前協議申出書（様式第1号又は様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、協議しなければならない。ただし、医療機器の購入又は更新に係る補助金の交付のみを受けようとする場合は、次の第2号、第3号及び第5号の提出は不要とする。

- (1) 医師免許証の写し及び履歴書（開設の場合に限る。）
- (2) 補助対象施設に係る配置図、平面図、立面図等の写し
- (3) 事業予定地の周辺地図及び四方からの現状写真
- (4) 事業開始までのスケジュール
- (5) 事業予定地の土地及び建物の権利関係がわかる書類
- (6) 開設等に係る資金計画書及び資金の状況を確認できる書類の写し
- (7) 開設等に係る医療機器の購入計画書
- (8) 開設等を行う者が医療法人であるときは、定款及び登記事項証明書
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申出書は、診療所等の開設等をする日の6か月前までに提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定による申出書の提出があったときには、書類審査、現地調査等により第1条に掲げる趣旨に合致するか調査するものとする。

4 市長は、この事業の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該協議の相手方に対して意見をし、又は必要な条件を付することができる。

（記載事項の変更の届出）

第7条 前条の規定により事前協議申出書を提出した医師等は、提出した届出書又は添付書類の記載事項に変更があったときは、速やかに滑川市診療所開設等支援補助金事前協議変更届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。ただし、市長が届出の必要がないと認める場合は、この限りでない。

（協議済証の交付）

第8条 市長は、事前協議が完了したときは、滑川市診療所開設等支援補助金事前協議済証（様式第4号）を当該申請者に対して交付するものとする。

(交付の申請)

第9条 申請者は、事前協議済証の交付を受けた後、滑川市診療所開設等支援補助金交付申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費にかかる契約書の写し(土地売買契約書、建物売買契約書、建物建築工事契約書、医療機器売買契約書等)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第10条 市長は前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、滑川市診療所開設等支援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(実績報告)

第11条 申請者は、事業が完了したときは、滑川市診療所開設等支援補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 医療法第8条に規定する届出書(添付書類を含む。)の写し(開設の場合に限る。)
- (2) 補助対象経費にかかる領収書、その他の支出証拠書類の写し
- (3) 補助対象となる施設及び設備の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告があったときは、速やかに内容を審査し、交付の可否について、滑川市診療所開設等支援補助金交付額確定通知書(様式第8号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 申請者は、補助金を請求するときは、前条の規定により滑川市診療所開設等支援補助金交付額確定通知書を受領した日から起算して30日以内に滑川市診療所開設等支援補助金請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定及び額の確定の取消し)

第 14 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定及び額の確定を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた後、正当な理由がなく、開設予定日から 6 か月以上診療所等の業務を開始しないとき。
- (2) 正当な理由がなく、診療所等を 1 年以上休止し、又は 10 年以内に廃止したとき。
- (3) 医師免許の取消し等により診療所等を継続することができなくなったとき。
- (4) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (5) 補助金の交付の要件に違反したとき。
- (6) この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第 15 条 市長は、補助金の交付決定及び額の確定を取り消した場合、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。この場合において、返還を求める額は、診療期間に応じて月割りにより計算するものとし、100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(書類の保管期間)

第 16 条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び書類を整備し、補助対象事業の完了した日から起算して 10 年を経過した日の属する年度の末日まで保管しなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第5条関係)

区分	補助対象経費	補助金の額等	備考
①土地の取得	土地の取得費用のうち、土地売買契約書に記載された額	①②③の補助対象経費合計額の1/2 上限額5,000万円	
②建物の取得	建物の取得費用のうち、建物売買契約書に記載された額		
③建物の新設又は改修	建物工事費用のうち、工事等請負等契約書に記載された額 (外構工事に係る費用を除く。)		
④医療機器の購入又は更新	医療機器購入又は更新費用のうち、売買契約書に記載された額 (機器の運搬、取付に係る費用を除く。)	補助対象経費の1/2 上限額1,000万円 ただし、医療機器1台又は1式当たりの購入又は更新費用が1億円を超える場合は、補助金の額を3,000万円とし、3年間で交付するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機器は1台又は1式当たり100万円以上のものに限る。 ・同時に複数の医療機器の購入又は更新を認める。 ・申請者につき、補助金の額が上限額に満たない場合は、上限額に達するまで複数年申請することができるものとする。